

調査月日		申込施設名	
		児童名	

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準						
保護者の状況					基準指数	
大分類	小分類	区分	摘要		父	母
就労	外勤・自営・農業	保育標準時間	月160時間以上の勤務に従事		10	10
			月120時間以上160時間未満の勤務に従事		9	9
		保育短時間	月64時間以上120時間未満の勤務に従事		8	8
			月48時間以上64時間未満の勤務に従事		7	7
	実家等の手伝い	保育標準時間	月160時間以上の勤務に従事		5	5
			月120時間以上160時間未満の勤務に従事		4	4
		保育短時間	月64時間以上120時間未満の勤務に従事		3	3
			月48時間以上64時間未満の勤務に従事		2	2
	内職・在宅ワーク	保育標準時間	月160時間以上の勤務に従事		7	7
			月120時間以上160時間未満の勤務に従事		6	6
		保育短時間	月64時間以上120時間未満の勤務に従事		5	5
			月48時間以上64時間未満の勤務に従事		4	4
妊娠・出産		保育標準時間	母が出産のため、準備または休養を要する場合(死産含む)			8
保護者の疾病・障がい	入院	保育標準時間	1ヵ月以上の入院が必要である場合(自宅での安静期間含む)		10	10
	居宅内		常時病臥		10	10
	障がい者		上記に掲げるもののほか、医師の診断により子供の保育が困難と認められる場合		8	8
			身体障害者手帳1級～2級該当者、精神保健福祉手帳1級～2級該当者又は愛護手帳該当者		10	10
			身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者		8	8
介護・看護	同居親族等の疾病・看護	保育標準時間	長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月160時間以上の保育が困難な場合		9	9
			長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月120時間以上160時間未満の保育が困難な場合		8	8
		保育短時間	長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月64時間以上120時間未満の保育が困難な場合		7	7
			長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月48時間以上64時間未満の保育が困難な場合		6	6
災害復旧	震災・風水害・火災等	保育標準時間	災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合		10	10
求職活動		保育短時間	継続的な求職活動又は起業準備のため、日中外出の状態にある場合		1	1
就学・職業訓練	保育標準時間	国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月160時間以上の保育が困難な場合		8	8	
		国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月120時間以上160時間未満の保育が困難な場合		7	7	
	保育短時間	国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月64時間以上120時間未満の保育が困難な場合		6	6	
		国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上64時間未満の保育が困難な場合		5	5	
虐待・DV	保育標準時間	児相等の情報により、虐待、DVの可能性がある場合		10	10	
その他	保育標準時間	死別、離別、拘禁等でその児童と起居を共にしていない場合		10	10	
	保育標準・短時間	保護者の状況が上記項目に類するため、保育の必要性があると市長が認めた場合 ※当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する				
小計 (基準指数 A)						

同世帯の区分(保育必要量) : 保育標準時間 • 保育短時間

※ 下表において、教育・保育施設及び地域型保育事業は、保育等施設と表示しています。

番号	内 容	調整指数			
		世帯	父	母	子
1	ひとり親世帯又は両親不存在の世帯	5			
2	父母のどちらかが単身赴任中の場合	2			
3	生活保護世帯において、就労による自立支援に繋がると認められる場合	1			
4	生計の主宰者が失業している場合 ※半年以上失業、ひとり親世帯は除く	1			
5	65歳以下で養育可能な扶養義務者と同居している(就労していない・健康に問題がない)	-1			
6	同居親族が身体障害者・精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳の交付を受けている	1			
7	離婚、死別などの直後であり、自立を促進する必要があると認められる場合	2			
8	転園(転居・転園等やむを得ない事情がある場合を除く)	-1			
9	産後休暇・育児休業明けによる職場復帰(待機を含む)		3	3	
10	産後休暇・育児休業明けに準ずる職場復帰(待機を含む)		2	2	
11	職場が自宅と併設している(内職、在宅ワークを除く)		-1	-1	
12	別居の親族を介護している ※高齢者の単独・夫婦のみ世帯		1	1	
13	就学中であるが、通信教育であるもの		-1	-1	
14	自営・農業において、中心者ではない場合		-1	-1	
15	実家等の手伝いにおいて、親族の病気などやむを得ない事情がある場合		2	2	
16	実家等の手伝いにおいて、給与の支払いが確認できる場合		1	1	
17	新規で仕事・就学を始める場合		1	1	
18	子が障がいを有しており、保育等施設を利用することで発育に有益であると医師の診断があるもの				3
19	兄弟姉妹がすでに利用している保育等施設と同じ保育等施設の利用を希望する場合				5
20	3号認定施設(地域型保育)から2号認定施設への転園				1
21	年齢制限のある保育等施設から転園する場合 ※4月利用のみ適用				3
22	同伴就労等で、同一世帯内に保育等施設の利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合 ※1歳以上適用				-1
23	兄弟姉妹(多胎児含む)が同一の保育等施設の利用を希望する場合				1
小 計 (調整指数 B)					
基準指数 A		調整指数 B		合計指数 A+B	
保育等施設が利用できない場合の児童の保育					
備考					
調査員					